

住宅宿泊事業法に基づく標識の交付等に係る手続要領

平成30年5月31日制定

この要領は、住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）第13条等の規定に基づき、住宅宿泊事業者が掲げなければならない標識の交付その他の手続を定める。

第1 県（保健所及び生活衛生課。以下同じ。）は、法第3条第1項の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出者に対し、下表の区分に応じて標識を交付するものとする。

届出区分	標識の様式
法施行規則第11条第1号に該当する者	別記第1号様式
法施行規則第11条第2号に該当する者	別記第2号様式
法施行規則第11条第3号及び第4号に該当する者	別記第3号様式

第2 県は、住宅宿泊事業者が変更しようとする事項が、法第3条第2項第6号の規定に該当する場合にあっては、第1で交付した標識を添付した届出書を受理するものとし、別記第3号様式による標識を新たに交付するものとする。

第3 第1で交付された標識を汚し、損じ、又は失った場合は、住宅宿泊事業者は、別記第4号様式により標識の再交付を申請するものとし、県は標識を再交付するものとする。

第4 県は、法第3条第6項の規定に基づく届出を受理するときは、第1で交付した標識を添付させるものとする。